

社会福祉法人中央共同募金会奉仕者事故見舞金規程

(目的)

第1条 この規程は、都道府県共同募金会（以下、「募金会」という。）が行う、共同募金運動の奉仕者及び支会分会の役職員が、奉仕活動を原因として 負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合（以下、「事故」という。）に、その者（以下、「被災者」という。）の被害の程度に応じて見舞金を贈呈し、もってこの運動の円滑な実施を図ることを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 この見舞金の贈呈は、募金会の要請または承認のもとに行う奉仕活動に従事する奉仕者及び支会分会の役職員が事故にあった場合においてこれを行う。

(見舞金の種類)

第3条 この規程により贈呈する見舞金の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 傷病見舞金（当該従事者が負傷し、または疾病にかかった場合、その者に対して贈呈する見舞金）
- (2) 遺族見舞金（当該従事者が死亡した場合、その者の遺族に対して贈呈する見舞金）

(見舞金の額)

第4条 この見舞金の額は、次に掲げるところにより、事故の程度に応じ、かつ当該事故の発生原因その他の事情を考慮し決定する。

- (1) 傷病見舞金 別表1・2に定める額
- (2) 遺族見舞金 50万円

2 遺族見舞金の贈呈をうける者の範囲は別表3に定める者とする。

3 負傷により、入院が100日以上に及びかつ重度な障害については、別途「奉仕者事故見舞金審査委員会」で見舞金の額を協議することとする。

(見舞金の増額)

第5条 見舞金の贈呈を受けた者が、事故発生後100日以内に重症化した場合等においては、見舞金の増額を行うことができる。

(見舞金贈呈の制限)

第6条 この見舞金は、次に掲げる場合においては贈呈しないものとする。

- (1) 被災者の傷病の程度が、擦過症、小切創等の軽微なもの。
- (2) 入院期間が5日に満たない場合のもの。
- (3) 事故の原因が本人の故意または重大な過失と認められるもの。
- (4) 事故発生の日から、原則として100日以内に申請がなかったもの。

(申請手続)

第7条 募金会は、別紙様式第1号による申請書に次の書類を添付し、中央共同募金会（以下、「中央共募」という。）に原則として事故発生後1カ月以内に申請するものとする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合は、100日以内とする。

- (1) 見舞金贈呈対象者の状況（別紙様式第2号）
- (2) 傷病の場合はその病状「部位、程度、入院・通院の見込期間及び入院・通院した実日数、退院見込期間（予定日数）等」を示した医師の診断書の写
- (3) 死亡の場合は、死亡日時および死因を明記した死亡診断書または検案書写
- (4) その他参考となる事項

2 見舞金の増額申請手続は、前項に準じて申請するものとする。

(審査委員会の設置)

第8条 前条の申請を審査し、見舞金の額を決定するため、中央共募に「奉仕者事故見舞金審査委員会」を置く。

(見舞金の贈呈)

第9条 見舞金の贈呈は、当該募金会が行うものとする。

(見舞金の支出)

第10条 この見舞金は、中央共募に設置する「奉仕者事故見舞金積立金」から支出するものとする。

附 則

- 1 この規程は昭和54年4月1日から施行する。
- 2 平成12年4月1日 一部改正

傷病見舞金贈呈基準額

(1) 入院の場合

入院期間	金額
10日以内	1日につき2,000円
11日以上	20,000円+ 1日につき3,000円加算

(2) 通院の場合

通院日数を2で除して得た日数を入院期間とみなして(1)により計算する。

(注1) 同一事故で、入院・通院がある場合は、通院日数を2で除して得た日数を入院期間に加算する。

(注2) 端数が出る場合は、それを繰り上げる。

傷病見舞金贈呈基準額

(円)

日数	金額	日数	金額	日数	金額	日数	金額
1	—	26	68,000	51	143,000	76	218,000
2	—	27	71,000	52	146,000	77	221,000
3	—	28	74,000	53	149,000	78	224,000
4	—	29	77,000	54	152,000	79	227,000
5	10,000	30	80,000	55	155,000	80	230,000
6	12,000	31	83,000	56	158,000	81	233,000
7	14,000	32	86,000	57	161,000	82	236,000
8	16,000	33	89,000	58	164,000	83	239,000
9	18,000	34	92,000	59	167,000	84	242,000
10	20,000	35	95,000	60	170,000	85	245,000
11	23,000	36	98,000	61	173,000	86	248,000
12	26,000	37	101,000	62	176,000	87	251,000
13	29,000	38	104,000	63	179,000	88	254,000
14	32,000	39	107,000	64	182,000	89	257,000
15	35,000	40	110,000	65	185,000	90	260,000
16	38,000	41	113,000	66	188,000	91	263,000
17	41,000	42	116,000	67	191,000	92	266,000
18	44,000	43	119,000	68	194,000	93	269,000
19	47,000	44	122,000	69	197,000	94	272,000
20	50,000	45	125,000	70	200,000	95	275,000
21	53,000	46	128,000	71	203,000	96	278,000
22	56,000	47	131,000	72	206,000	97	281,000
23	59,000	48	134,000	73	209,000	98	284,000
24	62,000	49	137,000	74	212,000	99	287,000
25	65,000	50	140,000	75	215,000	100	290,000

遺族見舞金を受ける者

- 1 遺族見舞金の贈呈を受けるべき遺族の範囲は、次に掲げる者とする。
 - (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、被災者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の関係にあった者を含む。）
 - (2) 被災者の死亡当時、主としてその者の収入によって生計を維持していた者。
 - (3) 子、父母、孫、祖父母で、前2号に該当しない者。

- 2 前項1に掲げる者の見舞金を受ける順位は、同項各号の順位とし、同項2号及び3号に掲げる者のうちにあつては、子、父母、孫、祖父母の順位とする。

- 3 見舞金を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合においては、見舞金は、その人数によって等分して贈呈するものとする。